

被保険者 各位

カルビー健康保険組合  
理事長 外波山 昇志  
(公印省略)

## 健康保険制度の改正について

健康保険法等の一部改正に伴い、平成28年4月から健康保険制度が一部変更になります。詳細は別紙「健康保険の制度改正のご案内」をご覧ください。

### 【変更になる点】

#### 1.標準報酬月額の上限引上げ

保険料の計算の基準となる標準報酬月額の上限が引き上げられます。

現行 上限 121万円(47等級) ⇒ 改正後 上限 139万円(50等級)

#### 2.標準賞与額の累計額の上限引上げ

保険料の対象となる標準賞与額の年度累計額の上限が引き上げられます。

現行 上限 540万円 ⇒ 改正後 上限 573万円

#### 3.手当金(傷病手当金・出産手当金)の計算基準の変更

傷病手当金と出産手当金の計算基準が変更になり、直近1年間の標準報酬日額の平均を基に計算されます。

現行 1日当たりの支給額 標準報酬日額の3分の2

⇒ 改正後 1日当たりの支給額 直近1年間の標準報酬日額の平均の3分の2

#### 4.入院時の食費の負担額の引き上げ

入院時に負担する食事療養標準負担額が段階的に引き上げられる予定です。

現行 一食あたり 260円 ⇒ 平成28年4月～ 一食あたり 360円

⇒ 平成30年4月～ 一食あたり 460円

#### 5.その他

- ・紹介状なしで大病院を受診した場合、定額の特別料金が徴収されます。

(金額については検討中 5千円～1万円程度)

- ・患者申出療養の創設

患者からの申し出により必要と認められた場合、国内では未承認の医薬品による治療などを、健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

なお、ご不明の点がありましたら、当健保組合にお問い合わせ下さい。

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く 8:30より 17:00)

# 健康保険の制度改正のご案内

平成 28 年 3 月  
カルビー健康保険組合

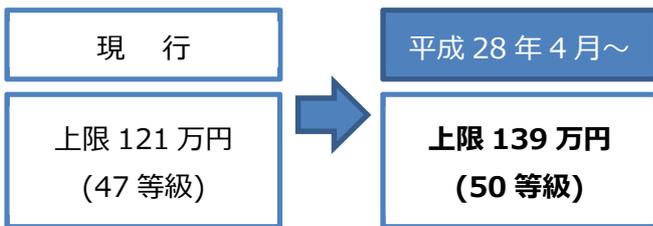
平成 28 年 4 月から一部の健康保険の制度が変わります。  
保険料や給付内容に影響しますので、組合員の皆様にご案内いたします。

平成 28 年 4 月から  
変わります。

## 標準報酬月額・標準賞与額について

### ○標準報酬月額の上限の引き上げ

保険料の計算の基準となる標準報酬月額の上限が引き上げられ、121 万円から **139 万円**になります。区分も 47 等級から 50 等級に拡大されます。



### どうなる？

標準報酬月額の上限が引き上げられることで、毎月の報酬が 139 万円までは保険料をいただくことになります。

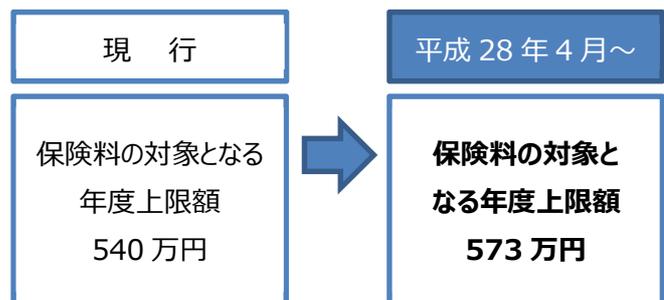


### どうなる？

賞与にかかる保険料は、これまで年度の累計額の上限が 540 万円  
で、それ以上支給された賞与には、  
保険料はかかりませんでした。上限  
の引き上げで、賞与の支給額が年  
度で 573 万円までの方では、負担  
が増えます。

### ○標準賞与額の累計額の上限引き上げ

賞与からの保険料は、1,000 円未満を切り捨てた標準賞与額から計算されます。この標準賞与額の年度の累計額の上限が 540 万円から **573 万円**に引き上げられます。

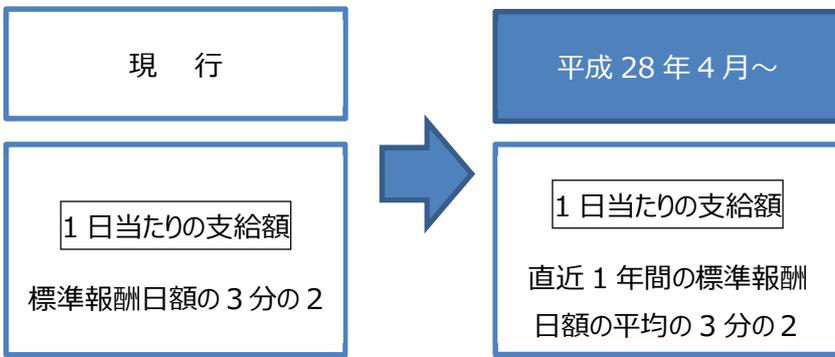


## 給付内容について

### ○手当金の計算基準の変更

傷病手当金と出産手当金の計算基準が見直され、被保険者だった期間のうち直近1年間の標準報酬日額(標準報酬月額 $\div$ 30)の平均から1日当たりの支給額が計算されます。

※標準報酬月額が定められた月が12か月に満たない場合は、「直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1」もしくは「支給開始日が属する年度の前年度の9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1」のいずれか少ない額が基準となります。



### どうなる？

改正後は1年間の平均を基に計算されるため、より実情に近い支給額の計算ができるようになります。

※以下に該当する方は、4月分より傷病手当金の1日当たりの支給額が変更になります。

- ・支給開始日以前1年以内に、当組合に加入した方
- ・支給開始日以前1年以内に、標準報酬月額が変動した方



### どうなる？

入院中の食費は、本来一食640円。65歳未満の人はそのうち380円が健康保険で賄われるため、食材費として1食260円の負担で済んでいます。平成28年4月以降は、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に自己負担が増えます。

### ○入院時の食費の負担額の引き上げ

入院時の食費の一部として負担する食事療養標準負担額が段階的に引き上げられる予定です。(低所得者、難病、小児慢性特定疾病対象者は変更なし)



## その他

### ○紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担の導入

大病院の機能分化の観点から、紹介状を持参せずに大病院(特定機能病院及び500床以上の病院)を受診した場合、初診または再診時に医療費の一部負担金に加えて、定額の特別料金が徴収されるようになります。

特別料金は、5千円～1万円程度が検討されています。(負担額は、医療協議会にて今後検討)



### ○患者申出療養の創設

「患者申出療養」が創設され、患者からの申し出により、国が安全性、有効性、実施計画の内容を審査した治療が保険外併用療養費の支給対象となります。これにより必要と認められれば、国内では未承認の医薬品による治療などを、健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

